

令和 8 年度

三朝町総合スポーツセンター非常用発電機更新工事 概要

- ・ 工事場所：三朝町大字山田
- ・ 工事内容：非常用発電機を更新する
 - 非常用発電設機工事… 1 式
 - ディーゼル発電機 屋内形 普通形 消防認定品
 - キュービクル式 標準型騒音 105dB(A)
 - 電気工事… 1 式
 - 基礎工事… 1 式
 - 発生材処理… 1 式
- ・ 工 期：令和 9 年 2 月 1 5 日まで

令和 8 年度

現 場 説 明 書

工事名 三朝町総合スポーツセンター非常用発電機更新工事

令和 8 年 7 月 28 日

三 朝 町

[1] 一般事項

1 事務手続

三朝町建設工事執行規則並びに鳥取県総務部営繕工事執行要領による。

2 数量公開

数量入り内訳明細書は、設計図面に明示している数量を除き参考であり発注者及び入札参加者を拘束するものではない。

3 入札時積算数量書活用方式

本工事は、鳥取県営繕工事における入札時積算数量書活用方式試行要領に準じた工事である。入札時積算数量書活用方式については（別記）によること。

4 質問書

本工事に関し、質問が有る場合、令和 8 年 8 月 17 日までに三朝町建設水道課代表メール(kensetsu@town.misasa.tottori.jp)に送信すること。なお、質問の無い場合は不要である。

各質問への回答については、令和 8 年 8 月 20 日までに三朝町ホームページの入札情報・入札予定 (<http://www.town.misasa.tottori.jp/315/392/956/>) において閲覧に供する。

5 契約事務

落札者は、三朝町財政課に出向き、請負契約事務及び三朝町建設水道課で施工関係の打合せをして、工事の促進を図ること。

6 その他

(1) 工事の一部を下請けさせる場合は、「施工体制台帳」（再下請負通知書を含む。）及び「施工体系図」を 2 部、下請契約締結後 20 日以内に提出すること。

(2) この工事の入札に当たっては、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）等に抵触する行為を行ってはならない。

(3) この工事の施工にあたっては別紙－ 1 に示す事項に従うこと。

(4) 元請負人、下請注文者及び下請負人は、建設業法第 20 条第 1 項及び鳥取県の建設工事における下請契約等適正化指針の趣旨に鑑み、適正な価格による下請契約が締結されるよう努めること。

その際、契約図書に添付された書面に留意し、特に法定福利費（事業主負担分）を内訳明示した標準見積書の提示を下請負人に求め、これを尊重すること。

[2] 特記事項

1 [施工条件明示事項]

(別紙－ 2) ・ ☒ 有 ・ 無

[3] 設計等留意事項

.....

.....

.....

(別記)

1. 入札時積算数量書活用方式の適用

(1) 本工事は、入札時積算数量書活用方式の対象工事である。本方式では、入札時において発注者が入札時積算数量書を示し、入札参加者が入札時積算数量書に記載された積算数量を活用して入札に参加することを通じ、工事請負契約の締結後において、当該積算数量に疑義が生じた場合に、発注者及び受注者は、入札時積算数量書に基づき、積算数量に関する協議を行うことができる。

よって、入札手続き時に、入札時積算数量書の細目別内訳を提出していない場合には、工事請負契約の締結後において、当該積算数量に疑義が生じても、協議の対象にならない。

また、入札時積算数量書の参考資料である入札時積算数量書別紙明細に記載された積算数量に疑義が生じた場合については、入札時に質問書が提出された場合に限り、発注者側で質問内容を確認の上、必要に応じて発注者及び受注者は、入札時積算数量書別紙明細に基づき、工事請負契約の締結後において、積算数量に関する協議を行うことができる。

なお、入札時積算数量書及び入札時積算数量書別紙明細に記載された積算数量については、当該積算数量に基づく工事費内訳書の提出や契約締結後における工事の施工を求めるものではない。

(2) 受注者は、入札時積算数量書に記載された積算数量に疑義が生じた場合は、直ちに協議を求めるものとする。ただし、当該疑義に係る積算数量の部分の工事が完了した場合、協議を求めることができないものとする。

(3) 受注者からの請求による(1)の協議は、入札時積算数量書における当該疑義に係る積算数量と、これに対応する工事費内訳書における当該数量とが同一であると確認できた場合にのみ行うことができるものとする。

(4) (1)の協議(発注者が請求する場合も含む。)は、入札時積算数量書に基づき行うものとする。ただし、入札時積算数量書の細目別内訳において数量を一式としている細目(設計図書において施工条件が明示された項目を除く。)を除く。

(5) (1)の協議の結果、入札時積算数量書に記載された積算数量に訂正が必要となった場合は、契約書、設計図書及び数量基準に定めるところによるものとする。

2. 入札閲覧設計書に対する質問

(1) この入札閲覧設計書(入札時積算数量書及び入札時積算数量書別紙明細を含む。)に対する質問がある場合においては、電子メールにより提出するものとする。

3. 工事費内訳書の提出

(1) 第1回の入札に際し、第1回の入札書に記載される入札金額に対応した工事費内訳書の提出を求める。なお、郵便による入札の場合は、当該工事費内訳書及び封印した入札書を同封して郵送するものとする。

(2) 工事費内訳書の様式は自由であるが、記載内容は、少なくとも入札時積算数量書に掲げる種目別内訳、科目別内訳、中科目別内訳及び細目別内訳に相当する項目に対応する数量、単位、単価及び金額を表示したもの(ただし、商号又は名称、住所及び工事名を記載すること。)でなければならない。

(3) 工事費内訳書は、1.(3)の確認において用いる場合を除き、入札及び契約上の権利義務を生じるものではない。

特 記 事 項 【施工条件明示事項】

令和 7 年 4 月改正

※ 番号、・に□印のあるものについて適用する。

〔三朝町総合スポーツセンター非常用発電機更新工事〕

項目	明 示 事 項	条 件
1 工 程	1. 他工事との調整 2. 施工時期、施工時間及び施工方法の制限 3. 関係機関等との協議 4. 工事の指定部分 5. 地下埋設物等の調査 地下埋設物の移設が予定されている場合 6. 週休 2 日促進工事	工事名 _____ _____ _____ 上記工事との連絡及び工程の調整を図ること。 本工事の請負者は、上記関連業者と共に建設協議会を組織し、（当該協議会の代表者となって）全社協力のもとで安全管理に留意すること。また、上記工事と連絡及び調整を図り、建設協議会で、時間外労働の縮減及び週休 2 日促進工事が実施できるよう努めること。 制限される工事 ・ _____ ・ _____ 制限の内容 _____ 本工事において、関係法令上必要あれば、関係機関と協議を行うこと。_____ _____ については、 平成 ____ 年 ____ 月 ____ 日までに完成させること。 工事に係る地下埋設物等の事前調査については、〔未調査・（水道・下水道・電気通信・ガス・その他 _____）について調査済み〕である。 事前調査済みのうち本工事区域内で埋設が確認されている地下埋設物等は、（水道・下水道・電気・通信・ガス・その他 _____）であるため、各管理者の立会を求めて埋設位置等の確認を行うこと。 その他埋設が想定される未調査の埋設物については事前に確認を行うとともに、管理者不明の埋設物等が確認された場合は、監督員に報告すること。 ・ _____ 移設機関 _____ 本工事は、営繕工事における週休 2 日促進工事实施要領の対象工事である。https://www.pref.tottori.lg.jp/125552.htm に掲載された本工事調達公告日時点で最新の規定に従い週休 2 日工事を実施すること。
2 用 地	1. 工事用車輛の駐車場	・駐車場がないため確保する必要がある。 □敷地内に一部確保できる。 ・原則として敷地内で確保するものとするが、不足を生じる場合には、別途確保すること。
3 公 害 対 策	1. 機械施設等の制限 2. 工事の施工に伴い、第三者に被害を及ぼすことが懸念される場合	内 容 _____ 関係法令を遵守すること。 ・近隣家屋等の ・事前事後の状況を写真を付して記録し ・事後（ _____ ）の調査を行い万全を期して施工すること。 ・工事概要について住民説明を行うこと。 □近隣住民からテレビ受信障害及び工事に伴う損害が報告された場合、直ちに監督員等に連絡すると共に、町が行う対応等に協力すること。
4 安 全 対 策	1. 交通安全施設等の指定	□一般交通等に支障を及ぼさないよう十分注意して施工すること。 ・交通整理の配置人員及び必要日数として、以下のとおり見込んでいるが、警察等との協議により変更が生じた場合は別途協議すること。 交通誘導員 A ____ 人 交替要員 ____ 人 1 日あたり合計 ____ 人 配置日数 ____ 日 工事全体合計 ____ 人・日 交通誘導員 B ____ 人 交替要員 ____ 人 1 日あたり合計 ____ 人 配置日数 ____ 日 工事全体合計 ____ 人・日 警備業法に規定する警備員を配置する場合においては、交通誘導員 A、交通誘導員 B の定義は以下のとおりとする。 交通誘導員 A とは、警備業法第 2 条第 4 項に規定する警備員であり、警備員等の検定等に関する規則第 1 条第 4 号に規定する交通誘導警備業務に従事する者で、交通誘導業務に係る 1 級検定合格警備員又は 2 級検定合格警備員をいう。また、交通誘導員 B とは、警備業法第 2 条第 3 項に規定する警備業者の警備員で交通誘導員 A 以外の交通の誘導に従事する者を言う。 なお、自社の従業員で交通整理を行う場合は、警備業法第 1 4 条で規定する以外の者とし、安全教育、安全訓練等を十分行うこと。この場合場交通誘導員 B を配置していることとみなす。
5 工 事 用 道 路	1. 一般道路を搬入路として使用する場合 ・（ア）工事用資機材等の搬入経路、使用期間等に制限がある場合 ・（イ）搬入路の使用後及び使用後の処置が必要である場合 2. 仮道路を設置する場合	・運搬路及び周辺敷地並びに工作物に対し損傷を与えないよう予防措置を講じ、また損傷を与えた場合は、速やかに原形に復すこと。 ・制限の内容 _____ ・処置の内容 _____ ・幅員 ____ m ・延長 ____ m ・切込碎石 厚 ____ cm ・その他 _____ ・工事終了後の処置 _____

項目	明 示 事 項	条 件
6 仮 設 備	1. 仮囲い等の範囲、構造	・工事範囲をバリケード等により明確にすること。 ・敷地周囲に仮囲いを設置し、その施工範囲、仕様等は図示による。 ・山留めは _____ 工法とし、その施工条件は図示による。 ・各工事共通の揚重機械として _____ を設置しその施工条件は図示による。 ・敷地周辺の _____ 部分を鉄板敷きにより養生し、その施工範囲、仕様等は図示による。 ・その他労働安全衛生法に基づく仮設備
7 建 設 副 産 物 の 処 理	1. 建設発生土の処理 ・(ア)他工事等流用 ・(イ)建設技術センター ・(ウ)民間残土受入地 2. 分別解体等 3. 再資源化施設への搬出 (施設の名称・受入れ費用) (受入れ時間帯) (受入れ条件) 4. 最終処理等 5. 産業廃棄物処理 6. 産業廃棄物の処理に係る税	・建設発生土は、再生資源の利用の促進に係る特記仕様書 (https://www.pref.tottori.lg.jp/312034.htm) により適切に対応すること。 建設発生土は _____ 市・町・村 _____ 地内の _____ 工事現場に運搬（片道運搬距離 _____ km）するものとする。 建設発生土は _____ 市・町・村 _____ 地内のセンター事業所に運搬（片道運搬距離 _____ km）するものとする。 なお、処理費として 1 m³ 当り _____ 円をセンターに支払うこと。 建設発生土は _____ 市・町・村 _____ 地内の _____ に運搬（片道運搬距離 _____ km）するものとする。なお、処理費として 1 m³ 当り _____ 円を _____ に支払うこと。 民間残土受入地へ搬出する土砂の土質は、各事業所が指定している土質性状同等以上とすること。（土質性状（記載例）砂質土、コーン指数 300kN/m²以上） コンクリート塊、アスファルト塊、建設発生木材は、現場内において分別解体するものとする。なお、その費用を見込んでいる。 コンクリート塊、アスファルト塊、建設発生木材等は、再生資源として、下記の再資源化施設への搬出を見込んでいる。これは、他の施設への搬出を妨げるものではないが、搬出先を変更する場合は理由を付して協議を行うこと。 再資源化施設業者と書面による委託契約を行うとともに、運搬車両ごとに manifests を発行するものとする。 なお、再資源化施設への搬出が完了したときは、書面により報告すること。 コンクリート塊 _____ 市・町・村 _____ 地内の _____ (運搬距離 _____ km)、費用 1 t 当たり _____ 円 アスファルト塊 _____ 市・町・村 _____ 地内の _____ (運搬距離 _____ km)、費用 1 t 当たり _____ 円 建設発生木材 _____ 市・町・村 _____ 地内の _____ (運搬距離 _____ km)、費用 1 t 当たり _____ 円 その他() _____ 市・町・村 _____ 地内の _____ (運搬距離 _____ km)、費用 1 t 当たり _____ 円 8 時～17 時（平日） ア 路盤材、土砂、金属片等が混入していないこと。 イ コンクリート塊、アスファルト塊の径は 500mm 以下であること。 ウ 建設発生木材に関しては、泥等の付着がなく、径 _____ cm 以下、長さ _____ m 以下であること。 エ 2 次公害発生の恐れのある物質（廃油等）を含まないこと。 _____ については、_____ 市・町・村 _____ 地内の産業廃棄物処理場への搬出（片道運搬距離 _____ km）を想定し、その費用として 1 t 当り _____ 円を見込んでいる。これは、他の施設への搬出を妨げるものではないが、搬出先を変更する場合は協議を行うこと。 産業廃棄物処理業者と書面による委託契約を行うとともに、運搬車両ごとに manifests を発行するものとする。 建設工事等から生じる廃棄物の処理については、関係法令を遵守すること。 産業廃棄物の処理に係る税に相当する額を、 _____ 円見込んでいる。
8 建 設 副 産 物 の 使 用	1. 建設発生土の使用 2. 再生資源の使用	_____ 工事から〔当該工事運搬・相手方運搬〕の建設発生土を受入れ、使用箇所： _____ に使用する。 なお、建設発生土は、再生資源の利用の促進に係る特記仕様書 (https://www.pref.tottori.lg.jp/312034.htm) により適切に対応すること。 ア Co 雑割材は、 _____ 工事から運搬し、使用箇所： _____ に使用する。 イ アスファルト・コンクリート切削殻等は、 _____ 工事から運搬し、使用箇所： _____ に使用する。 ウ ・再生クラッシャーラン〔規格： _____ 〕は、使用箇所： _____ に使用する。 ・再生コンクリート砂〔規格：RS- _____ 〕は、使用箇所： _____ に使用する。 エ 再生加熱アスファルト混合物〔規格： _____ 〕は、使用箇所： _____ に使用する。 オ その他再生資材〔資材名： _____ 〕〔規格： _____ 〕は、使用箇所： _____ に使用する。

項目	明 示 事 項	条 件
9 支物 障件	1. 地上、地下等に占用物件等の工事支障物件が存在する場合	移設・撤去 防護等の方法 _____ _____
10 濁処 水理	1. 排水の工法、排水処理の方法及び排水の放流先等を指定する場合	工法 処理の方法 放流先
11 そ の 他	1. 工事実績情報の登録 2. 支給材料及び貸与品がある場合 3. 工事用電力等を指定する場合 4. 自社施工（塗装、畳、防水、造園、屋根、板金工事） 5. 景観評価 6. 提出書類 7. 石綿含有建材の事前調査結果の掲示について 8. 石綿含有建材の事前調査結果の報告について 9. 労災補償に必要な保険の付保 10. 墜落制止用器具の着用について 11. 工事における情報共有システムの利用について 12. 鳥取県建設キャリアアップシステムの活用について 13. 遠隔臨場 14. 営繕工事現場に設置する「快適トイレ」について 15. そ の 他	工事請負代金額 500 万円以上の工事について、受注時は工事契約後 10 日以内に、登録内容の変更（技術者の配置変更、工期の変更）時は変更があった日から 10 日以内に、完成時は完成後 10 日以内に工事実績情報として「工事実績データ」を作成し、監督員に確認を受けた後、（一財）日本建設情報総合センターにインターネット等により登録するとともに、同センター発行の「登録内容確認書」を監督員に提出するものとする。 品 名 数 量 品質、規格又は性能 引渡場所 引渡時期 内 容 本工事においては、 工（ 工を除く）のうち、 〔 千円まで・全て〕の部分は鳥取県総務部自社施工対象工事適正実施要領に定めるところにより、自社施工しなければならない。 ア 本工事は、鳥取県公共事業景観形成指針に基づく、景観評価対象事業〔である・ <u>ではない</u> 〕。 イ 景観評価対象事業の場合、施工にあたっては設計図書によるほか、必要に応じて監督員と協議すること。 ・工事履行報告書（毎月提出） ・ ・ 大気汚染防止法（第 18 条の 15）及び石綿障害予防規則（第 3 条及び第 4 条の 2）（次号において、「大気汚染防止法等」という。）による調査結果の掲示を行うこと。（公共建築改修工事標準仕様書（第 9 章）） 大気汚染防止法等による調査結果を、石綿事前調査結果報告システムにより、工事場所を所管する鳥取市生活環境課又は県中部・西部総合事務所環境建築局及び労働基準監督署に報告すること。 本工事において、受注者は労災補償に必要な任意の保険契約を締結すること。 なお、この労災補償に必要な保険契約の保険料を予定価格に反映している。 労働安全衛生法施行令第 13 条第 3 項第 28 号における墜落制止用器具の着用は、「墜落制止用器具の規格（平成 31 年 1 月 25 日厚生労働省告示第 11 号）による墜落制止用器具（フルハーネス型墜落制止用器具、胴ベルト型墜落制止用器具及びランヤード等）とする。 発注時の請負対象設計金額が建築工事にあつては 20,000 千円以上、それ以外の工事にあつては 5,000 千円以上の工事については、電子納品及び情報共有システム利用の対象工事とする。実施にあたり、「鳥取県電子納品・情報共有運用ガイドライン」（ https://www.pref.tottori.lg.jp/125552.htm ）によること。 なお、情報共有システム利用にあたり、 円/月を経費に見込んでいる。 また、上記金額未滿で請負対象設計金額が 2, 5 0 0 千円以上の工事にあつても、受注者が利用を希望する場合は利用することができる。この場合の利用に係る経費は、監督員と協議すること。 「1 工程」において他工事との調整を求めている場合は、関係業者間で調整し、採用する情報共有システムの統一に努めること。 本工事は、鳥取県建設キャリアアップシステム活用推奨工事である。活用した場合、発生する経費の一部を設計変更対象とするため、監督員と協議すること。 本工事において、遠隔臨場の活用を希望する場合は、 https://www.pref.tottori.lg.jp/125552.htm に掲載された最新の「鳥取県営繕工事・建築関係コンサルタント等業務の遠隔臨場に関する実施要領【試行】」によること。 本工事は、営繕工事現場に設置する「快適トイレ」実施要領対象工事である。現場に「快適トイレ」の設置を希望する場合は、同要領（ https://www.pref.tottori.lg.jp/125552.htm ）によること。 ・工事の施工に際し、住民説明会を開催する予定であるので協力すること。 ・近隣住民等に対し安全及び騒音振動対策を十分に講じること。 ・契約図書の作成は、落札者において行うこと。

工事名称 三朝町総合スポーツセンター非常用発電機更新工事
工事場所 東伯郡三朝町山田

三 朝 町

工事費内訳

1

名 称		数 量	単 位	金 額	備 考
直接工事費					
電気設備工事		1	式		
計					
共通費					
共通仮設費		1	式		
(率計上分)		1	式		
現場管理費		1	式		
一般管理費等		1	式		
計					
工事価格		1	式		
消費税等相当額		1	式		消費税率 10 %
工事費		1	式		

工事種別内訳

2

[illegible]

電気設備工事 細目別内訳

8

[illegible]

電気設備工事 細目別内訳

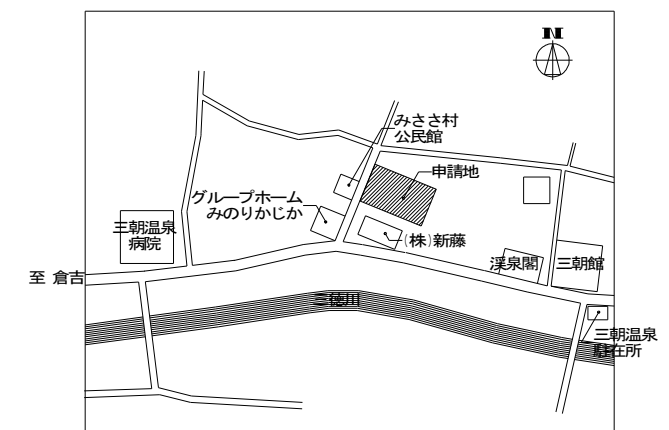
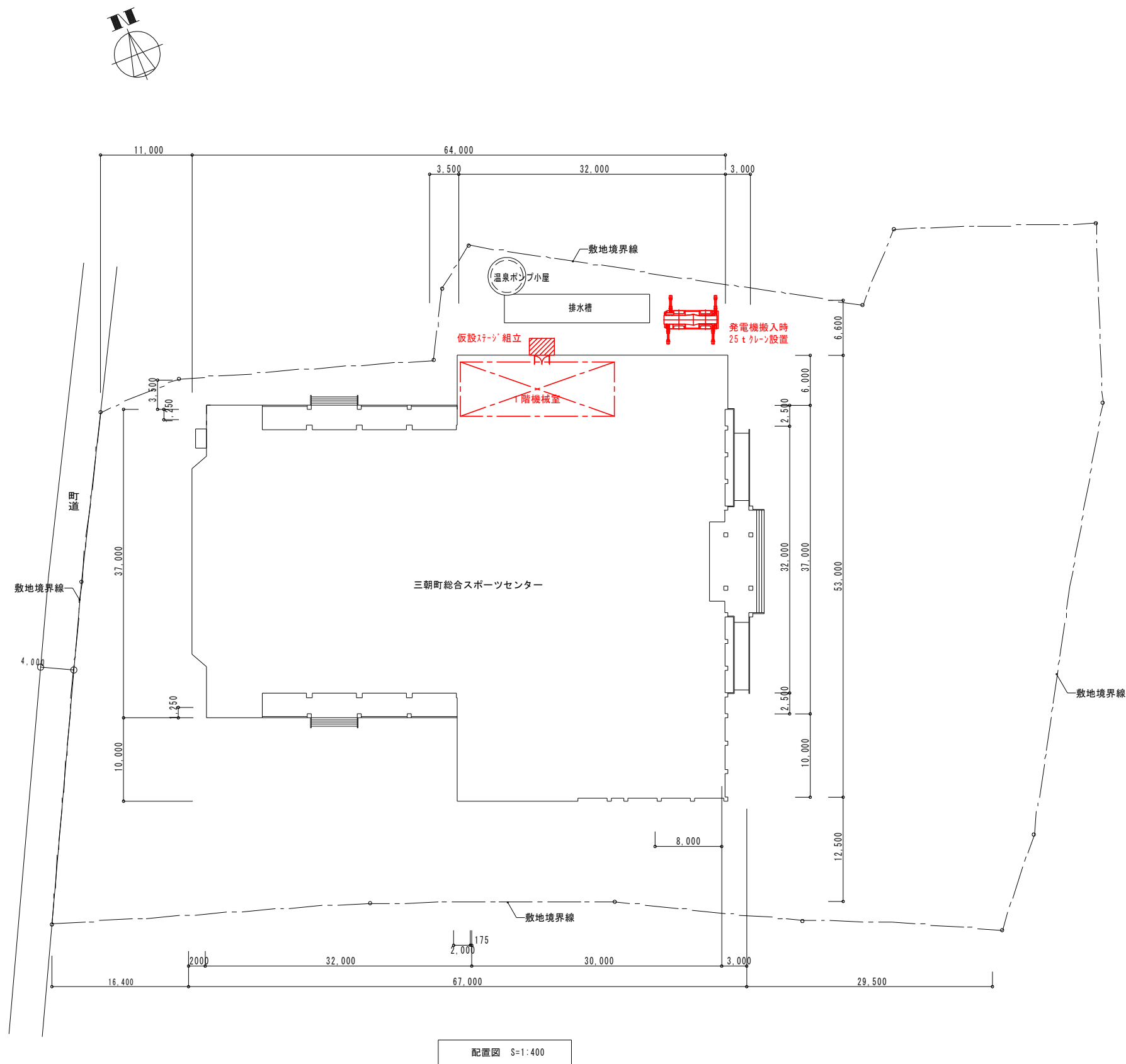
9

[illegible]

地理院地図

GSI Maps





付近見取図

	三朝町			工事名称 三朝町総合スポーツセンター非常用発電機更新工事	設計番号	製図
		検図	担当	図面名称 配置図・付近見取図 S=1:400	図面番号 E-01	

要目表

機種名称		AP35C-N（屋内）	
発電機	形式	横軸回転界磁形同期発電機	
	容量	35 kVA	
		28.0 kW	
	電圧	220 V	
	電流	91.9 A	
	周波数	60 Hz	
	回転速度	3600 min ⁻¹	
	相数	3相3線	
	極数	2極	
	効率	80%	
	励磁方法	ブラシレス	
	耐熱クラス	発電機 電機子：155（F） 界磁：180（H） 励磁機 電機子：155（F） 界磁：155（F）	
保護方式		保護形（IP20）	
冷却方式		自由通風形（IC01）	
充電方式		半導体式全自動充電	
キュービクル	塗装色	5Y7/1 半ツヤ	乾燥質量 580 kg
	騒音値 ※	105 dB（A）以下	整備質量 615 kg
ベース		溶融亜鉛メッキ	認定 （一社）日本内燃力発電設備協会

※ 4 方向エネルギー平均
機側 1 m、高さ 1.2 m 半自由音場下による

※ オプション仕様 単相出力 15 kW（有圧抑制制御）

保護警報装置

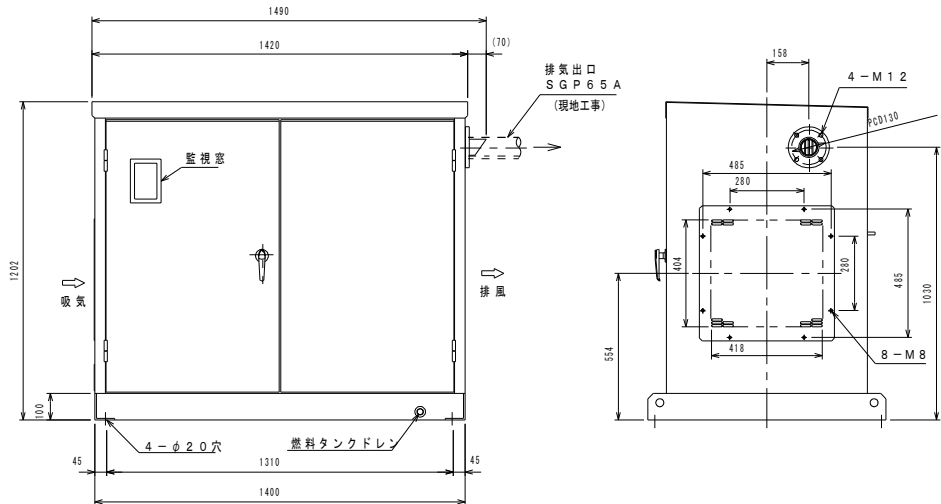
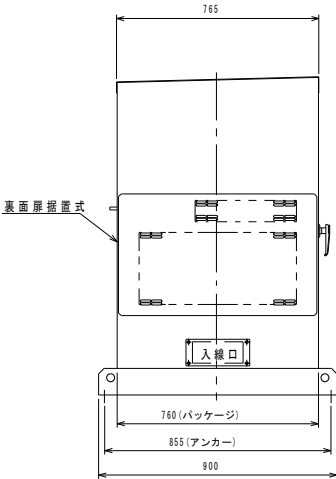
項目	デバイス	警報表示灯	警報	機自動停止	主回路遮断	外部信号
潤滑油圧低下	63Q	○	○	○	○	○ （一括）
冷却水温度上昇	26W	○	○	○	○	
過回転（過速度）	12	○	○	○	○	
始動渋滞	48T	○	○	○	—	
過電流	51	○	○	×	○	
緊急停止	5E	○	○	○	○	

遠隔通信項目

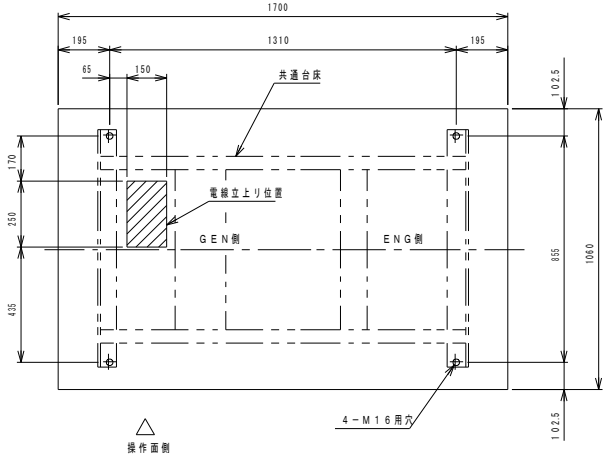
（中央監視等項目とは異なります）

項目	項目
運転可能／運転中	運転可能時間
自動／試験	発電出力
遠方／手元	発電電圧
発電／商用	発電電流
始動	燃料残油量
充電中	バッテリー電圧
停止	パッケージ内部温度
故障	積算運転時間
	保守運転日
	回転速度

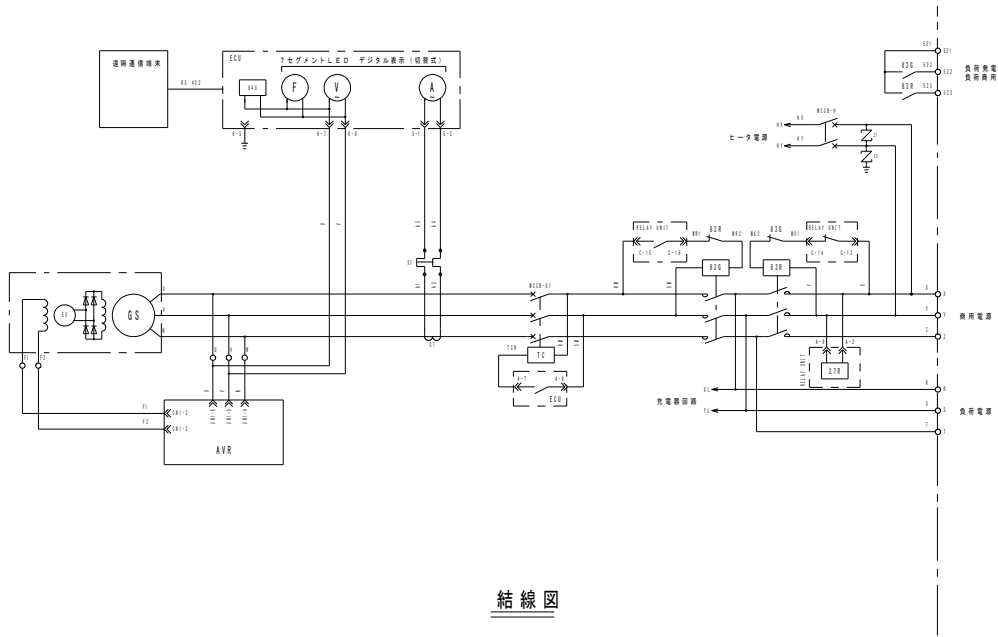
※ メーカーによる遠隔通信端末を装備するものとする。
・「遠隔通信項目」を Web 閲覧する場合は、ユーザー登録を必要とする。
・ユーザー登録すると 24 時間 365 日、メーカー窓口での受付を可能とする。
・メーカーによる遠隔監視が必要な場合は、別途有償契約とする。
※ 設置場所の通信状況によっては別途延長配線が必要、または通信できない場合がある。
※ 遠隔通信項目の項目名称は参考とする。
※ 別置タンクの燃料残油量表示はオプションとし、別途協議で決定する。



発電設備外形図（S = 1 / 20）



基礎及び電線立上がり位置図（S = 1 / 20）



結線図

AP35C-N（屋内）

三 朝 町

工事名称 三朝町総合スポーツセンター非常用発電機更新工事

設計番号

製図

検図

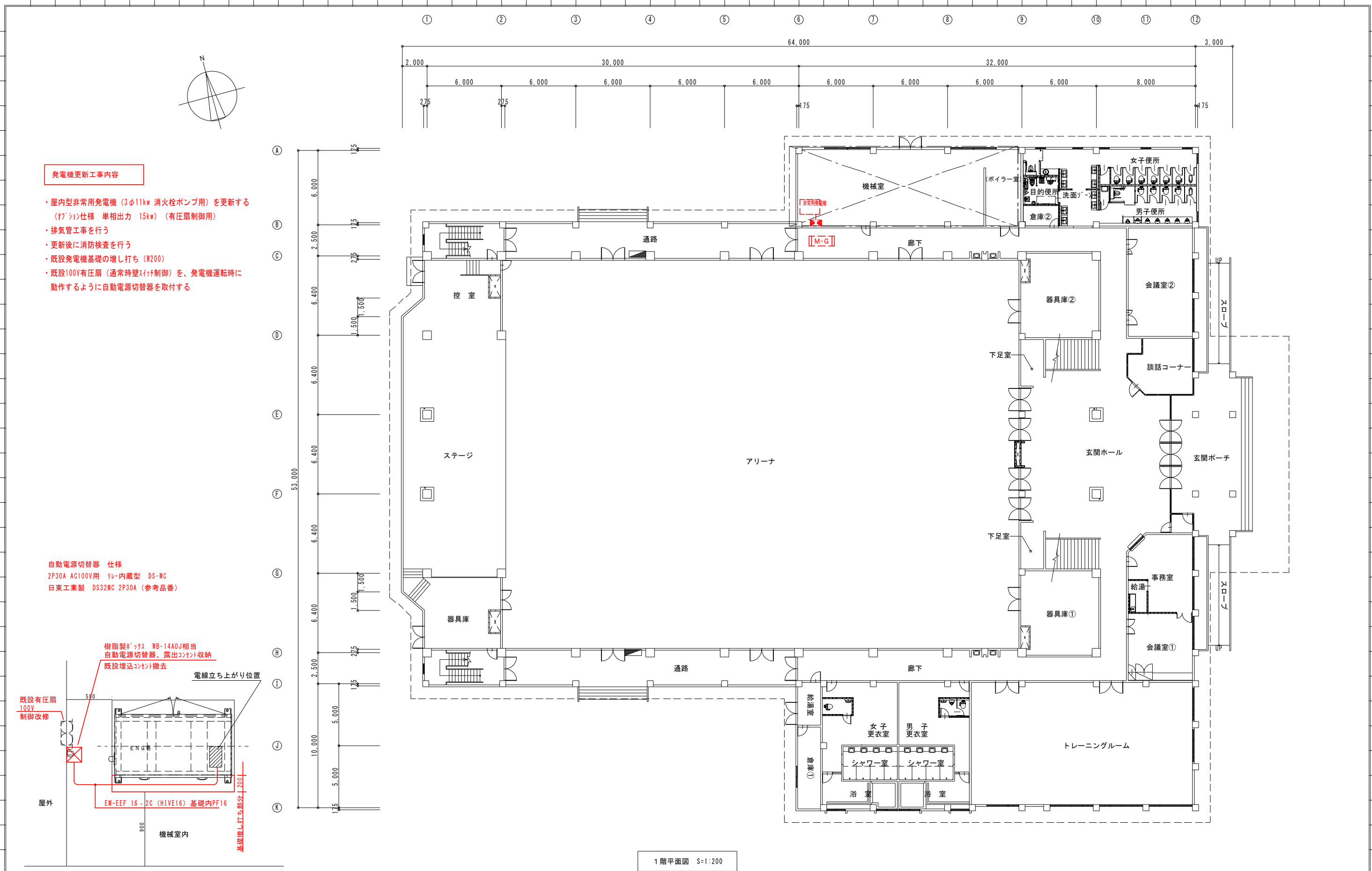
担当

図面名称 非常用発電機参考図
（縮尺）

S=1:20

図面番号

E-02



1階平面図 S=1:200

発電機改修図 S=1:30

三 朝 町

工事名称 三朝町総合スポーツセンター非常用発電機更新工事
図面名称 (縮尺) 1階平面図、発電機改修図 S=1:30、200

設計番号
図面番号 E-03

製図